

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

告 示

道路の供用開始(一三二・道路環境課).....	2
建築基準法による公開による意見の聴取(一三三・建築住宅課).....	2
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(仙北地域振興局農林部).....	2
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)五件.....	3

目 次

ページ

保安林の指定解除の予定(一二九・北秋田地域振興局農林部).....	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(一三〇・商工業振興課).....	1
基本測量終了の通知(一三一・建設管理課).....	2

秋田県告示第百二十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、
 次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項
 の規定に基づき、告示する。
 平成十六年二月十三日
 秋田県知事 寺田典城

郡市町村	大字	字	地番	全 面 積 (平方メートル)	保安林面積 (見込み) (ヘクタール)	保安林解除 (面積見込み) (ヘクタール)	指定の目的	解除の理由
北秋田郡	森吉町	森吉	樋ノ上	一、七四八	〇・一七四八	〇・一七四八	指定の目的	解除の理由
〃	〃	〃	〃	五、一九三	〇・五一九三	〇・五一九三	指定の目的	解除の理由
〃	〃	〃	〃	〇・五一九三	〇・五一九三	〇・五一九三	指定の目的	解除の理由
〃	〃	〃	〃	〇・五一九三	〇・五一九三	〇・五一九三	指定の目的	解除の理由

(関係図面は、省略し、北秋田地域振興局農林部並びに北秋田郡森吉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定
 により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべ
 き事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告
 し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ナイス新屋店
 秋田市新屋比内町十七番三号ほか
- 二 秋田市長の意見
 夜間の時間帯に営業時間が延長されることから、騒音や光害等の公害発生への恐れ

が大きくなると考えられるため、周辺住民の意見を尊重し、十分に配慮すること。
 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
 意見書の提出なし
 四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間
 平成十六年二月十三日から同年三月十五日まで

秋田県告示第三百三十一号

平成十五年秋田県告示第四百八号の基本測量について、平成十六年一月二十三日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	長岡冬師城内線	由利郡象潟町長岡字前田一六四番六から横岡字大谷地七四番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年二月十三日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年二月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第三百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 意見の聴取の期日 平成十六年二月二十四日 午後一時三十分
- 二 意見の聴取の場所 本荘市出戸町字尾崎十七番地
 本荘市役所 四階正庁
- 三 許可しようとする建築物の建築の計画
 (一) 建築物の用途 体育施設（弓道場）
 (二) 建築物の場所 本荘市出戸町字水林二百六十二番地、二百六十五番地、四百四十三番地

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡西仙北町土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町木原田字木売沢百二十六番地	京極 清眞
強首字強首二百六十九番地	小山田 雅浩
寺館字寺館百二十六番地一	斉藤 長秀
北野目字堂伝野百二十番地の一	加藤 政一
強首字大場崎道ノ下二十二番地	小山田 康造
北野目字北野目三十六番地	佐々木 英雄
大巻字宅地十一番地	菅原 和夫
強首字強首五百六十番地の十九	斎藤 幸夫
九升田字九升田三十番地	森川 文夫
寺館字松葉三番地の一	鈴木 吉男
大沢郷寺字皆別当百三番地	戸島 廣男
寺館字常野二十七番地	田口 繁
強首字強首九十七番地の十	藤原 廣治
木原田字笹山六十一番地の一	佐々木 正士
強首字上野台三番地の八	進藤 桂太郎

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町強首二百六十九番地

寺館字寺館百二十六番地一

北野目字走り二番地一

強首字強首九十八番地

強首字寺繩手ノ上百二十九番地一

寺館字松葉三番地の一

九升田字九升田三十番地

強首字強首七十七番地

大巻字宅地十一番地

木原田字木売沢四十八番地

寺館字常野二十七番地

強首字上野台三番地八

木原田字江原田四十番地

北野目字北野目五十七番地

大沢郷寺字皆別当百三番地

三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡西仙北町九升田字九升田三十五番地

強首字強首百三十五番地

寺館字寺館二番地三

仙北郡西仙北町強首百三十五番地

寺館字寺館二番地三

九升田字九升田四十六番地二

小山田 雅浩

齊藤 長秀

田村 新吉

佐々木 公憲

田口 恵男

鈴木 吉男

森川 文夫

三浦 輝夫

菅原 和夫

佐々木 和雄

田口 和繁

進藤 桂太郎

進藤 儀勝

佐々木 忠永

戸島 廣男

田村 喜郎

三浦 光行

高橋 保博

三浦 光行

高橋 保博

進藤 秀英

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ブランド 二十六台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

秋田県の休日を含め、平成十六年二月十三日(金)から同月二十三日(月)

までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十七日(金)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ

により決定する。

(四) 提出書類等

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

暗幕カーテン 三十六枚

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月十三日(金)から同月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十七日(金)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ファイルサーバ 十四台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十六日(金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年二月十三日
 秋田県知事 寺 田 典 城

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月十三日(金)から同月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十七日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
 折りたたみ椅子 一千脚

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月二十九日(月)

(四) 納入場所

秋田県立武道館

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(三) 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月十三日(金)から同月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十七日(金)午前十一時二十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年二月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

たて型プラインド 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年三月三十日(火)

(四) 納入場所

国際教養大学(雄和町)

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年二月十三日(金)から同月二十三日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年二月二十七日(金)午前十一時四十分

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄